

(別紙1)

仕様書

1. 業務名

丹波篠山市第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定業務

2. 履行期間

契約締結日の日から令和6年3月22日まで

3. 目的

本業務は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする丹波篠山市第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（以下「第9期計画」という。）の策定を支援するにあたり、国や県の動向、基礎調査の結果等により丹波篠山市の高齢者の状況等を的確に把握し、丹波篠山市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性を分析するとともに、第8期計画の進捗管理を行い、第9期計画を策定することを目的とする。

4. 業務内容

(1) 第8期計画における施策・事業の実施状況の評価

第8期計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

(2) 給付実績集計・分析の実施

本市が提供する給付実績データや見える化システム等を活用し、日常生活圏域ごとのニーズの分析や介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付状況の分析及び推計を行う。また、分析に当たっては、第8期計画との比較分析を行うこと。

(3) 計画目標量の設定

第9期計画の前提となる圏域の将来人口及び高齢者人口の推計、見える化システムの将来推計機能により要支援者・要介護者数、介護サービス利用者数を分析及び推計するとともに、介護サービス見込量、介護保険給付費、第9期介護保険料の設定支援を行う。

(4) 計画骨子案・素案の作成

本計画作成に必要な調査・分析、「ニーズ調査」「実態調査」の結果等を踏まえた課題の整理、本計画の構成、基本課題や施策方向を整理し、重点課題と施策の目標・体系・展開等を取りまとめ、国が示す第9期計画のポイント等を反映して、計画骨子案、計画

素案を作成し、内容の協議を行う。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを本市が実施するにあたり、実施方法や集計に関するアドバイス等の支援を行い、パブリックコメントの結果を踏まえ素案の修正を行う。

(6) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置する策定委員会（4回開催予定）の運営について、会議に必要な情報収集及び本市への情報提供、調査・分析を行ったうえでの会議資料の作成、協議事項に関する的確なアドバイス等の支援を行う。

5. 成果品

(1) 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（A4版たて 100頁程度）2部

(2) その他業務で作成した資料など本市が必要と認める資料 一式

(3) 上記（1）、（2）の電子データ一式

※Microsoft社のWord、Excel、PowerPoint等の形式により、データの確認、変更が可能な状態で提出

6. その他

(1) 委託業務の遂行については、データや資料の提供等、本市に随時報告し、協議するものとする。

(2) 受託者は、本業務の履行にあたっては、法令（本市の条例、規則その他の例規を含む。）を遵守すること。特に個人情報の取扱いについては、丹波篠山市個人情報保護条例に基づき、適切なプライバシーの保護に努めること。

(3) 成果品の所有権は全て本市に帰属し、理由の如何を問わず複写及び第三者への提供を行うことはできない。

(4) 本仕様書に定めのない事項、業務履行の過程において業務内容に疑義が生じた場合について、必要に応じ協議のうえ実施するものとする。